

沿岸広域振興局長告示第17号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年5月8日

沿岸広域振興局長 工 藤 直 樹

1 訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0370200636	社会福祉法人宮古市社会福祉協議会	宮古市社会福祉協議会かわい訪問入浴事業所	宮古市川井第2地割165番地	令和5年4月30日

2 訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0373000959	社会福祉法人山田町社会福祉協議会	山田町社協指定訪問看護ステーション	下閉伊郡山田町山田第15地割82番地2	令和5年4月4日